

証券コード 9214
2025年3月13日
(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

Recovery International株式会社
代表取締役社長 柴田 旬也

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「IR情報」「IRライブラリー」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト：<https://www.recovery-group.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿1-22-2
新宿サンエービル3階 ビジョンセンター西新宿301号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
 - 報告事項 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決議事項 第1号議案：取締役4名選任の件
第2号議案：監査役3名選任の件
第3号議案：取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件
第4号議案：取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

■ 当日ご出席いただけける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



株主総会当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申しあげます。

株主総会日時

2025年3月28日（金曜日）午前11時開催
(受付開始は午前10時30分を予定しております。)

■ 当日ご出席いただけない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

こちらを切り取って
ご返送ください。



行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後6時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

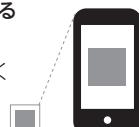
▶ 詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています。

「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

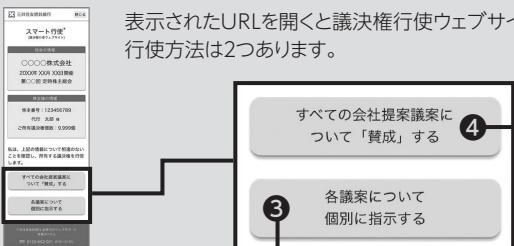


※QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

事 業 報 告

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、景気の一部足踏みが残るもの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

一方で、当社が属する訪問看護業界においては、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を見据えて、高齢者の病気や障害があっても安心できる高度な医療・介護へのニーズ、また住み慣れた地域で暮らしたいという在宅医療へのニーズに応えることができる体制を構築することが急務となっております。

このような状況のもと、当社は『もう一人のあたたかい家族』を理念に掲げて、在宅医療領域で最大限に時間を活かす仕組みを提供し、チームで“いきいき”と働く人を増やすことを目指しております。

また、この理念の下で、ご利用者様に寄り添った訪問看護をより多くの方に享受いただけけるよう、人材確保と新規拠点開設に取り組んでおります。

当事業年度においては、収益性の向上、人材確保に注力し、2024年5月に東京都江東区及び東京都台東区、7月に東京都練馬区、9月、11月、12月に東京都世田谷区に新規拠点を開設しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,043,110千円（前年同期比27.3%増）となりました。また、営業利益は180,995千円（前年同期比20.3%増）、経常利益は201,584千円（前年同期比31.3%増）となり、当期純利益は145,734千円（前年同期比32.3%増）となりました。

なお、当社は訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、11,599千円であります。その主なものは、新規事務所の開設投資及びご利用者宅訪問に使用する車両購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第9期 (2021年度)	第10期 (2022年度)	第11期 (2023年度)	第12期 (2024年度) 当事業年度
売上高(千円)	1,122,830	1,385,410	1,605,016	2,043,110
経常利益(千円)	148,972	149,014	153,557	201,584
当期純利益(千円)	100,861	108,297	110,138	145,734
1株当たり当期純利益(円)	91.59	78.36	77.90	105.05
総資産(千円)	474,106	784,028	901,385	1,037,678
純資産(千円)	229,443	544,693	654,738	708,018
1株当たり純資産額(円)	174.35	385.23	463.07	514.96

(注) 1. 2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、企業理念である『もう一人のあたたかい家族』として、ご利用者様の目線に立ったサービスの追求を前提としたうえで、対処すべき重点課題として以下の取り組みを推進する方針です。

a. 既存事業の拡大

訪問看護サービス事業において、計画どおりの出店と出店後の成長速度を加速させることを目指しております。これにより、多くのご利用者様へ訪問看護サービスを届けるとともに、市場シェアの拡大、規模の経済による収益性向上、投資回収速度の向上を図ってまいります。

b. 新規事業の開発

将来の成長基盤を確立するとともに、より一層のサービスの向上と業務効率化によ

る従業員の負担軽減を目指しております。これらの目標を実現するために、自社内の取り組みに加えて、M&Aや業務提携等も視野に入れた新規事業開発に取り組み事業ドメインの拡大を図ってまいります。

c. リソースの確保

既存事業の拡大及び新規事業の開発を実現するためにはリソースの確保が重要であると考えております。新規事業推進人材、優秀な本社マネジメント人材、看護師等の確保と育成に重点的に取り組んでまいります。

これにより、イノベーションの創出、ガバナンスの向上、サービス品質と顧客満足の向上を図ってまいります。

これらの取り組みを通じて、当社は訪問看護業界におけるプレゼンスを確立し、訪問看護業界の発展と持続可能な成長を実現してまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、2024年12月17日付でRePath株式会社を設立しておりますが、同社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

事業の名称	主要サービス
訪問看護サービス事業	訪問看護・リハビリ

(8) 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減
280 (10) 名	56名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な営業所

本 社	東京都新宿区
リカバリ－兵庫	兵庫県西宮市
リカバリ－高知	高知県南国市 高知県高知市
リカバリ－沖縄	沖縄県那覇市

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額2億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	5,000,000株
(2) 発行済株式の総数	1,414,000株
(注) 上記普通株式には、自己株式39,102株を含んでおります。	
(3) 株主数	1,679名
(4) 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持株比率
大 河 原 峻	462,200株	33.61%
柴 田 旬 也	86,000	6.25
株 式 会 社 S B I 証 券	51,600	3.75
早 乙 女 健 太 郎	30,100	2.18
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	28,000	2.03
リカバリ－グル－プ従業員持株会	27,200	1.97
株 式 会 社 T · K ホ ー ル デ イ ン グ ス	24,000	1.74
桙 井 訓	22,222	1.61
三 浦 里 佳	21,000	1.52
田 頭 菜 帆	20,200	1.46

(注) 1. 持株比率は、自己株式(39,102株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株
予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約
権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柴田旬也	代表取締役社長	
大河原峻	取締役業務部部長	
若田真	取締役経営企画部部長兼情報システムユニットマネージャー	
沼田功	取締役	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 SBL株式会社 代表取締役
伊藤敬子	常勤監査役	
宮崎雅俊	監査役	みやざき公認会計士事務所 代表
伊藤広樹	監査役	岩田合同法律事務所 パートナー

- （注）1. 取締役 沼田功氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏及び伊藤広樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 重要な兼職の状況に記載している会社と当社との間に取引関係はありません。
4. 当社は、社外取締役の沼田功氏及び社外監査役の伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役伊藤敬子氏及び宮崎雅俊氏は公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役伊藤広樹氏は弁護士の資格を有しております、コーポレートガバナンス及び法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2024年3月28日付で、以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	異動後	異動前
柴田旬也	代表取締役社長	取締役経営管理部管掌
大河原峻	取締役業務部部長	代表取締役社長
若田真	取締役経営企画部部長兼情報システムユニットマネージャー	取締役業務部管掌兼情報システムユニットマネージャー

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限ります。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためにあります。

（3）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

（5）取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

該当事項はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年3月30日開催の第10期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

2018年3月28日開催の第5期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長柴田旬也に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使するよう社外取締役の助言を踏まえたうえで決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	44,272 (3,000)	44,272 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,700 (11,700)	11,700 (11,700)	— (—)	— (—)	3 (3)
計 (うち社外役員)	55,972 (14,700)	55,972 (14,700)	— (—)	— (—)	7 (4)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	沼田 功	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席いたしました。なお、欠席した1回についても、業務執行取締役より説明を受け、内容の把握に努めております。経験豊富な経営者の視点から必要な発言を積極的に行っております。
監査役	伊藤 敬子	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役として、また公認会計士としての専門的見地から、その見識と経験を活かし、業務執行の適正性を確保するための発言を適宜行つております。
監査役	宮崎 雅俊	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行つております。
監査役	伊藤 広樹	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行つております。

(注) 当社は、社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整のうえ決定しております。また、会議の方法として電話やWebシステム等を活用し、参加しやすい環境整備に努めています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,800千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ii) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- iii) 取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- iv) 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- v) 監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書保管管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、ガイドライン及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用者の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用者を置くものとする。
- ⑥ ⑤の使用者の取締役からの独立性に関する事項
使用者に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役や使用者の監査役への報告に関する体制
- i) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ii) 取締役及び使用者は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - iii) 取締役及び使用者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ ⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は⑦の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。
- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。
 - ii) 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めるができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
 - iii) 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
 - iv) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

⑪ 反社会的勢力の排除体制（排除方針及び取り組み）

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、取締役会及び経営会議等の重要な会議において、取締役及び監査役が想定されるリスクに関し相互に情報と認識を共有することとし、適切な判断を迅速に下せるようリスク管理体制の整備に努めております。
- ② ユニットマネージャー、エリアマネージャー及びマネージャーに対して週1回のマネージャー研修を実施しております。マネジメント力の向上を研修内容の中核と位置付ける中で、社員の安全確保、リスク管理並びにコンプライアンス意識の強化を併せて実施しました。
- ③ 四半期に一度開催されるインシデント協議会において、日々の業務の中で発生したインシデントの中で重要なものを取り上げ、ユニットマネージャー、エリアマネージャー及びマネージャーに対して共有し対策を協議することで、リスク管理やコンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ④ 内部監査担当者は、内部監査に関する計画を立案し、当社の業務について内部監査を実施するとともに、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行い、その結果は、代表取締役、監査役に報告しております。
- ⑤ 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、代表取締役並びに取締役との意見交換や内部監査担当者との適切な連携等により、実効性の高い監査を実施しております。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の2回に分けて行うことを基本方針とし、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当とともに取締役会としております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	979,632	流 動 負 債	293,503	
現 金 及 び 預 金	509,380	未 払 金	55,836	
売 掛 金	419,398	未 払 費 用	135,956	
前 払 費 用	23,744	未 払 法 人 税 等	51,450	
短 期 貸 付 金	21,700	未 払 消 費 税 等	1,197	
そ の 他	5,798	預 り 金	48,459	
貸 倒 引 当 金	△389	そ の 他	601	
固 定 資 産	58,046	固 定 負 債	36,156	
有 形 固 定 資 産	4,998	退 職 給 付 引 当 金	31,676	
建 物 附 属 設 備	1,861	資 産 除 去 債 務	4,480	
車 両 運 搬 具	1,856	負 債 合 計	329,660	
工具、器具及び備品	1,280	(純資産の部)		
無 形 固 定 資 産	857	株 主 資 本	708,018	
商 標 権	817	資 本 金	203,544	
ソ フ ト ウ エ ア	40	資 本 剰 余 金	189,544	
投 資 そ の 他 の 資 産	52,190	資 本 準 備 金	189,544	
関 係 会 社 株 式	5,000	利 益 剰 余 金	380,125	
差 入 保 証 金	23,270	そ の 他 利 益 剰 余 金	380,125	
長 期 前 払 費 用	557	繰 越 利 益 剰 余 金	380,125	
繰 延 税 金 資 産	23,362	自 己 株 式	△65,194	
資 産 合 計	1,037,678	純 資 産 合 計	708,018	
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,037,678	

損 益 計 算 書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額		
売 上 高			2,043,110
売 上 原 価			1,182,265
売 上 総 利 益			860,844
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			679,849
営 業 利 益			180,995
営 業 外 収 益			
助 成 金 収 入		2,840	
受 取 保 険 金		18,963	
そ の 他		351	22,155
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		96	
支 払 補 償 費		222	
自 己 株 式 取 得 費 用		799	
リ 一 ス 解 約 損		447	1,566
経 常 利 益			201,584
税 引 前 当 期 純 利 益			201,584
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		66,496	
法 人 税 等 調 整 額		△10,646	55,849
当 期 純 利 益			145,734

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
2024年1月1日 残高	203,544	189,544	-	189,544
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△27,489	△27,489
自己株式処分差損の振替			27,489	27,489
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
2024年12月31日 残高	203,544	189,544	-	189,544

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	継越利益 剰余金					
2024年1月1日 残高	261,880	261,880	△229	654,738	654,738	
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	145,734	145,734		145,734	145,734	
自 己 株 式 の 取 得			△99,971	△99,971	△99,971	
自 己 株 式 の 処 分			35,007	7,518	7,518	
自己株式処分差損の振替	△27,489	△27,489		-	-	
当 期 変 動 額 合 計	118,245	118,245	△64,964	53,280	53,280	
2024年12月31日 残高	380,125	380,125	△65,194	708,018	708,018	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	2～15年
車両運搬具	2～3年
工具、器具及び備品	2～10年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

- ③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は2年です。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 退職給付引当金

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2024年12月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」に区分掲記しておりました「業務受託料」は、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,671千円

(2) 子会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で子会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、以下のとおりであります。

短期金銭債権 - 千円

短期金銭債務 5,000千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額 200,000千円

借入実行残高 - 千円

差引額 200,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 1,414,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 39,102株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項
当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
・普通株式 14,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	1,371千円
未払事業税	4,362千円
退職給付引当金	9,699千円
未払事業所税	872千円
未払金	7,020千円
貸倒引当金	119千円
減価償却超過額	34千円
繰延資産償却超過額	129千円
繰延税金資産合計	23,610千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△247千円
繰延税金負債合計	△247千円
繰延税金資産の純額	23,362千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。短期貸付金につきましては、貸付先の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ リスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。短期貸付金については、貸付先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。また、差入保証金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を測っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金は、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。なお、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期貸付金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	23,270	22,388	△881
資産計	23,270	22,388	△881

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	509,380	—	—	—
売掛金	419,398	—	—	—
短期貸付金	21,700	—	—	—
合計	950,478	—	—	—

(注) 差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2024年12月31日
関係会社株式	5,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	22,388	－	22,388
資産計	－	22,388	－	22,388

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	柴田 旬也	(被所有) 直 接 6.26	当社代表取締役社長	賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 1	607	—	—
役員	大河原 峻	(被所有) 直 接 33.67	当社取締役	賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	780	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は、事業所の賃借料について、代表取締役社長柴田旬也から債務保証を受けております。取引金額については、2024年10月11日から2024年12月31日までに支払った賃借料(消費税等抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 当社は、事業所の賃借料について、取締役大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、2024年1月1日から2024年12月31日までに支払った賃借料(消費税等抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 514円96銭

1株当たり当期純利益 105円5銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、訪問看護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 重要な後発事象の注記

(子会社の事業譲受及び新事業開始)

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、当社完全子会社である「RePath株式会社」(以下「当社子会社」といいます。)が、株式会社clutch communicationより、同社が営む有料職業紹介事業を譲り受け(以下「本事業譲受」といいます。)、新たな事業を開始することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 事業譲受及び新たな事業開始の理由

当社子会社による本事業譲受は、当社グループの中長期的な成長戦略の一環として実施するものであります。

新たな事業として、当社子会社で有料職業紹介事業を開始することによって、既存事業である訪問看護サービス事業の重要な経営課題である看護師等の人材確保に関して、さらに強化されるものと考えております。

具体的には、人材獲得力の強化及び採用プロセスの効率化の面で、シナジー効果を最大限に発揮することが可能になると考えております。

また、本事業譲受は中長期的な戦略的取り組みにも寄与するものと考えております。特に、訪問看護サービス事業におけるコンサルティング等の新たな事業領域の展開においても、譲受事業の知見やリソースを活用することで、より効果的かつ効率的な事業展開が可能になると考えております。

当社グループは、本事業譲受を通じて、訪問看護市場における競争力を強化し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 子会社の概要

①名称	RePath株式会社
②本店所在地	東京都新宿区西新宿五丁目8番2号 恵徳ビル801号室
③代表者の氏名・役職	代表取締役 柴田 旬也
④事業内容	有料職業紹介事業
⑤資本金	5,000,000円
⑥設立年月日	2024年12月17日
⑦出資比率	当社 100%

(3) 事業譲受の相手先の概要

①名称	株式会社 clutch communication
②本店所在地	東京都港区新橋三丁目8番8号 リバティ8ビル4階
③代表者の氏名・役職	代表取締役 須藤 仁司
④事業内容	有料職業紹介事業等
⑤資本金	47,600,000円
⑥設立年月日	2021年5月19日
⑦当社と当該会社の関係	該当事項はありません。

(4) 事業譲受の概要

① 譲受事業の内容

看護・介護分野を主とする有料職業紹介事業

② 事業譲受日

2025年3月7日

③ 事業譲受の法的形式

取得対価を現金等の財産のみとする事業譲受

(5) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	80,000千円
取得原価		80,000千円

- (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

Recovery International株式会社
取締役会御中

2025年2月26日

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 宮 之 原 大 輔
業務 執行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 浩 幸
業務 執行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Recovery International株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

Recovery International 株式会社 監査役会
常勤社外監査役 伊藤敬子印
社外監査役 宮崎雅俊印
社外監査役 伊藤広樹印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	柴田旬也 1982年1月26日 再任	2007年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2012年2月 公認会計士登録 2016年9月 当社 入社 経営管理部部長 2018年3月 当社 取締役 2023年3月 当社 取締役経営管理部管掌 2024年3月 当社 代表取締役社長（現任） 2024年12月 RePath株式会社（当社の完全子会社） 代表取締役社長（現任）	86,000株
取締役候補者とした理由			取締役候補者である柴田旬也氏は、2016年9月に経営管理部部長として当社に入社以来、公認会計士としての経験及び知見を活かし、管理部門の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。2018年3月に当社取締役に就任以降は、その知見を活かし、当社の財務及び管理部門を統括する責任者を務めております。2024年3月に代表取締役に就任以降、当社経営の指揮及び監督を適切に行っており、当社のさらなる成長及び企業価値の向上に貢献ができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたします。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	おおかわら 大河原 峻 1983年10月9日 再任	2005年4月 組合立桙原総合病院（現 徳洲会 桙原総合病院）入職 2009年6月 友愛会豊見城中央病院 入職 2011年11月 社会保険横浜中央病院（現JCHO 横浜中央病院）入職 2013年11月 当社設立 代表取締役社長 2024年3月 当社 取締役 業務部部長（現任）	462,200 株
取締役候補者とした理由			取締役候補者である大河原峻氏は、2013年11月に当社設立以降、2024年3月まで創業者として代表取締役を務めてまいりました。2024年3月に取締役業務部部長に就任以降は、看護師及び創業者として業務部の指揮及び監督を適切に行っております。引き続き、当社のさらなる成長を牽引する存在として取締役に相応しいと判断し、取締役候補者としました。
3	わか た 真 若田 真 1985年9月19日 再任	2009年4月 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 入職 2016年4月 当社 入社 訪問看護ステーション リカバリー配属 2020年4月 当社 経営管理部企画情報ユニット配属 ユニットリーダー 2020年10月 当社 経営管理部副部長兼企画情報ユニットリーダー 2023年1月 当社 業務部部長代理兼情報システムユニットリーダー 2023年3月 当社 取締役業務部管掌兼情報システムユニットリーダー 2024年1月 当社 取締役業務部管掌兼情報システムユニットマネージャー 2024年3月 当社 取締役 経営企画部部長 兼情報システムユニットマネージャー（現任）	7,600株
取締役候補者とした理由			取締役候補者である若田真氏は、2016年4月に理学療法士として当社に入社し、現場での活躍をもとに当社の訪問看護における事業所運営のモデルを構築してまいりました。2020年4月には経営管理部門に所属し、社内ICT環境の整備と業務効率化に努め、2023年3月に当社取締役に就任しました。同氏の業務効率化を推進した経験及び知見は、当社のさらなる成長に貢献ができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数
4	沼田 功 いさお 1964年6月13日 再任	1988年4月 大和証券株式会社 (現 株式会社 大和証券グループ本社) 入社 2000年7月 ファイブアイズ・ネットワークス 株式会社 代表取締役就任 (現任) 2000年12月 株式会社サイバーエージェント 社外監査役就任 2009年12月 SBL株式会社 代表取締役就任 (現任) 2015年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2017年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役 (監査等委員) 就任 【重要な兼職の状況】 ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表 取締役 SBL株式会社 代表取締役		28,000株

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

社外取締役候補者である沼田功氏は、自身も会社経営者であり、また、上場会社における監査役（監査等委員）の経験も長く、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しております。その経験、見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しているため、社外取締役候補者といたしました。

(注)

- 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 沼田功氏は社外取締役候補者であります。なお、沼田功氏は現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって9年9ヶ月であります。
- 当社は、沼田功氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
- 当社は役員の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に關し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
- 沼田功氏の所有株式数には、同氏により総株主の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を記載しております。
- 取締役候補者の所有株式数には、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	伊藤敬子 1982年5月6日 再任	2006年12月 あづさ監査法人（現 有限責任 あづさ監査法人）入所 2011年4月 公認会計士登録 2011年7月 SCS Global Consulting (HK) Limited (現 SCS Invictus Limited) 入社 2014年1月 株式会社ジェイアイエヌ（現 株 式会社ジンズホールディングス） 入社 2020年3月 当社 常勤監査役（現任） 2023年6月 株式会社コネクティ 監査役（現 任）	一株
社外監査役（常勤）候補者とした理由		監査役候補者である伊藤敬子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。2020年3月に当社常勤監査役（社外）として就任後、公認会計士としての見識と経験を活かし、業務執行に対し高い倫理観、公正・公平な判断力に基づく発言を適宜行ってまいりました。過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	宮崎 雅俊 みやざき まさとし 1972年6月20日 再任	1996年4月 三菱倉庫株式会社 入社 2006年12月 あづさ監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2015年9月 みやざき公認会計士事務所 設立 代表（現任） 2016年4月 税理士登録 2017年2月 当社 監査役（現任） 2017年8月 株式会社さくらさくプラス 監査 役 2019年6月 咲王産業株式会社 監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 みやざき公認会計士事務所 代表	一株
社外監査役候補者とした理由			監査役候補者である宮崎雅俊氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2017年2月に当社社外監査役として就任後、公認会計士・税理士としての見識と経験を活かし、税務・会計面から業務執行の適正性を確保するための発言を適宜行ってまいりました。過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。
3	伊藤 広樹 いとう ひろき 1981年9月18日 再任	2007年12月 最高裁判所司法研修所 修了 2007年12月 弁護士登録 2007年12月 西村あさひ法律事務所 入所 2013年9月 岩田合同法律事務所 入所 2016年1月 同所 パートナー（現任） 2021年3月 当社 監査役（現任） 2023年6月 前澤給装工業株式会社 監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 岩田合同法律事務所 パートナー	一株
社外監査役候補者とした理由			監査役候補者である伊藤広樹氏は、弁護士としてコーポレートガバナンス及び法務全般に関する相当程度の知見を有しております。2021年3月に当社社外監査役として就任後、弁護士としての見識と経験を活かし、特にコンプライアンス領域における業務執行の適正性を確保するための発言を適宜行ってまいりました。過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

(注)

1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏は社外監査役候補者であります。なお、各監査役候補者とも現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、伊藤敬子氏が5年、宮崎雅俊氏が8年1ヶ月、伊藤広樹氏が4年であります。
3. 当社は、各監査役候補者との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各監査役候補者が原案通り再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額として継続する予定です。
4. 当社は役員の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に關し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、各監査役候補者が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 監査役候補者の所有株式数には、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2023年3月30日開催の第10期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）とご承認をいただいております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることができると判断し、これを目的として、既存の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することいたしたいと存じます。

つきましては、本議案に基づき、対象取締役に対して、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する金銭報酬債権を新たに支給することいたしたいと存じます。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

対象取締役に支給する、本制度に係る金銭報酬債権の金額は、原則として3か年事業年度分の報酬を初年度に付与することとするため、年額60,000千円以内（3か年の事業年度につき180,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年42,000株以内（3か年の事業年度につき126,000株以内、ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は3名でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（社外取締役を除く。）の員数に変更はありません。

【本制度の概要】

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、下記1.に定める譲渡制限期間にわたり、その保有を義務付けるものです。そのため、当社と対象取締役の間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

1. 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「謙渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謙渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謙渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、当該割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、謙渡制限期間の終了の時期について、合理的な調整を行うことができる。

2. 退任又は退職時の取り扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 謙渡制限の解除

当社は対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点を持って謙渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、謙渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謙渡制限が解除された時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編における取り扱い

上記1. の定めにかかわらず、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、一定の組織再編が当社の株主総会又は当社の取締役会で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間に応じた数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権付とのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年3月30日開催の第10期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付とのための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」という。）として支給する報酬の総額は、年額30,000千円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は2.97%とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することいたします。対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は3名でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（社外取締役を除く。）の員数に変更はありません。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、420個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿1-22-2
新宿サンエービル3階
ビジョンセンター西新宿301号室

交通 JR各線
「新宿駅」南口・西口徒歩5分

東京メトロ・都営地下鉄
「新宿駅（7番出口）」徒歩1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

